

川俣町地域見守りネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における高齢者、障がい者、子ども及び支援を必要とする町民等（以下「高齢者等」という。）を地域社会全体で見守る体制（以下「地域見守りネットワーク」という。）を構築し、高齢者等に適切な支援を行う地域見守りネットワーク事業（以下「事業」という。）を実施することにより、日常生活における異変の早期発見及び早期対応と行方不明者発生時の連絡体制を強化することにより、地域住民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力機関 医療機関、薬局で、次条に規定する協定を締結した者、その他町長が認める者をいう。
- (2) 協力事業者 地域において経済活動を行う事業者で、次条に規定する協定を締結した者、その他町長が認める者をいう。
- (3) 協力団体 地域において地域福祉活動を行う自治会、老人クラブ、消防団、ボランティア団体等で、次条に規定する協定を締結した者、その他町長が認める者をいう。
- (4) 実施機関 協力機関、協力事業者又は協力団体から高齢者等に関する情報の連絡を受けて支援を行う、高齢福祉、障がい福祉又は子どもの教育・福祉主管課及び地域包括支援センター、社会福祉協議会をいう。

(事業者等の参画)

第3条 協力機関、協力事業者、協力団体として事業に参画しようとする者は、町長と川俣町地域見守りネットワーク事業に関する協定書（様式第1号）により当該協定を締結するものとし、協定締結後事業登録台帳（様式第2号）に登録する。

(事業内容)

第4条 事業の内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協力機関、協力事業者、協力団体は、日常業務や活動の範囲内で、行方不明になる可能性のある高齢者等の見守りを行うとともに、行方不明者が発生した際は発見に協力するものとする。
- (2) 協力機関、協力事業者、協力団体は、高齢者等を発見したときは、実施機関に情報の連絡を行うものとする。ただし、高齢者等の異変の状況等により必要と判断した場合は、直接、警察署又は消防署に通報するものとする。
- (3) 実施機関は、前号の情報の連絡を受けた場合は、高齢者等の親族、地域住民、民生委員等と連携し、高齢者等に必要な支援を行うものとする。
- (4) 町は、協力機関、協力事業者、協力団体に対し、情報の提供、助言、研修活動等に関する必要な支援を行い、定期的に情報交換や協議を行うものとする。
- (5) 町は、協力機関、協力事業者、協力団体の拡充に努めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第5条 協力機関、協力事業者、協力団体は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、事業の実施により知り得た個人情報を、事業の目的以外に利用し、又は漏洩してはならない。協力機関、協力事業者、協力団体でなくなった後も同様とする。

(実施主体)

第6条 事業の実施主体は、川俣町とし、事務局は保健福祉課に置くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年11月1日から施行する。